

新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策

第2弾さつま応援商品券事業に係る特定事業者募集要項

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した、町内事業者の事業継続・経営安定を支援するため、独自の商品券を発行し、地域における消費拡大を図る。

2 事業の概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 商品券の名称 | 第2弾さつま応援商品券 |
| (2) 発行者 | さつま町 |
| (3) 対象者 | 令和3年4月30日時点でさつま町の住民基本台帳に記録されている方 |
| (4) 交付人数 | 約20,600人 |
| (5) 商品券の構成 | 10,000円分の商品券(500円×20枚で1組)
《内 訳》 <ul style="list-style-type: none">・3,000円分は飲食店のみでの使用が可能(オレンジ色の商品券)・3,000円分は登録事業者どこでも使用が可能(緑色の商品券)・4,000円分は中小事業所・店舗のみでの使用が可能(紫色の商品券) |
| (6) 商品券の受取方法 | 6月下旬頃に送付される商品券交換引換券と身分証を持参し、下記交換所で商品券交換引換券と引き換えに商品券受領。 |
| (7) 交換所 | 町内11郵便局(簡易郵便局を除く) |
| (8) 交換期間 | 令和3年7月～令和3年12月30日(木) |
| (9) 利用方法 | あらかじめ本商品券の取扱店として登録された店舗等が取扱う商品の購入・サービス提供の対価として利用 |
| (10) 利用期間 | 令和3年7月～令和4年2月28日(月) |
| (11) 特定事業者 | 商品券の使用店舗として登録された店舗等 |
| (12) 換金先 | 商工会会員：さつま町商工会(宮之城本所・薩摩支所・鶴田支所)
商工会非会員：さつま町役場商工観光PR課商工振興係もしくはさつま町商工会(宮之城本所・薩摩支所・鶴田支所) |

3 商品券の有効期間

令和3年7月～令和4年2月28日(月)

※有効期間を過ぎた商品券は無効となり、利用できません。

4 商品券の利用範囲

次に示す内容については、商品券の利用はできません。

- (1) 不動産及び金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

5 つり銭の取扱い

- (1) 商品券の額面の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行わないこと。(つり銭は支払わないこと。)

※500 円を超えて買物をし、総額に 500 円未満の端数が出る場合は、500 円未満は現金でもらい、その商品券は次に使ってもらえるようにしましょう。

注意事項：商品券の盗難、紛失又は滅失等に対し、発行者はその責任を負いません。

6 特定事業者の参加資格

- (1) 資格要件

①さつま町内に店舗や事業所等を有する事業者
(町内に複数の店舗がある場合、店舗ごとに申込書の提出が必要です。)

②本募集要項を遵守する事業者

- (2) 対象外事業者

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する営業を行う事業者

②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

③役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

7 特定事業者の登録

- (1) 募集期間：令和 3 年 4 月 2 2 日～5 月 3 1 日 ※以降も随時募集

※募集期間内の登録店舗については、「登録店舗一覧」に掲載します。

※募集期間を過ぎて登録された店舗は、「登録店舗一覧」に掲載されません。ホームページにて公開します。

- (2) 受付時間：土日を除く午前 9 時～午後 5 時

- (3) 登録方法

昨年度実施したさつま応援商品券に登録されている事業者につきましては、申し出がなければ引き続き登録事業者として取り扱います。前回登録されている事業者で第 2 弾さつま応援商品券登録事業者に参加を希望されない場合は、役場商工観光 PR 課商工振興係へお申し出ください。

また、前回登録されていない事業者で登録を希望される場合は、「特定事業者登録申込書」を提出して下さい。町商工会会員事業者は商工会に提出して下さい。申込書は役場商工観光 PR 課窓口またはさつま町商工会窓口で入手されるか、もしくは町ホームページをご覧ください。

- (4) 登録料：登録に際しての費用負担はありません。

8 商品券の換金について 【換金期限：令和4年3月31日※期限を過ぎると換金できません】

商品券の換金方法等について、別途お知らせします。

商工会会員	換金については、現金での支払いを原則としますが、取り扱い件数が多い等で振り込みを希望される場合は、事前に商品券を持ち込む必要があります。(振り込みに係る手数料は特定事業者の負担となります。)
商工会非会員	役場で換金を希望される場合は原則後日振り込みでの支払いとなります。 なお、商工会での換金も可能です。商工会での換金を希望される場合は、上記商工会会員と同様の取扱いとなります。

★換金日は商品券利用期間中の10日・20日・月末日(平日)の10時～14時まで

※年末年始についてはこの限りではありません。

9 特定事業者の遵守事項

- (1) 町から登録を受けた特定事業者であることを明確にするため、町が後日配布する店頭表示物を分かりやすい場所に必ず掲示すること。
- (2) 商品券の不正使用(偽造等)が疑われる場合は、受け取りを拒否するとともに、速やかに役場商工観光PR課に連絡すること。
- (3) 特定取引において商品券の受け取りを拒まないこと。
- (4) 使用済の商品券を他の特定事業所で使用しないこと。
- (5) 商品券の交換、譲渡及び売買は行わないこと。
- (6) 商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定しないこと。
- (7) その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないで下さい。

10 特定事業者の登録の取消し等

本要項に反する行為を行った場合は、特定事業者の登録を取消し、その旨を公表するものとします。また違反行為により町が損害を受けた際は、当該損害の賠償を請求する場合があります。

11 個人情報の取扱い

- (1) 特定事業者の登録に係る個人情報等については、町が管理し、本事業及び本事業の効果測定に係る事務処理のために使用します。
- (2) 本事業を委託する場合にあっては、受託事業者は提供された個人情報を本事業及び本事業の効果測定に係る事務処理以外の用途に使用しません。

12 問合せ先

さつま町役場商工観光PR課商工振興係 Tel: 0996-53-1111 (内線 2285)